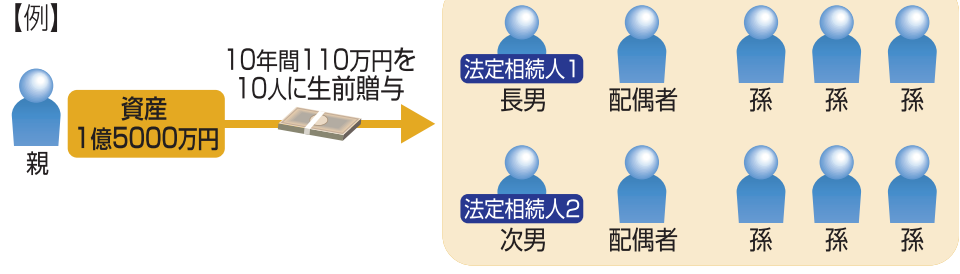


# 子や孫へ広く長く贈与

## ① 一般贈与の活用(図1)



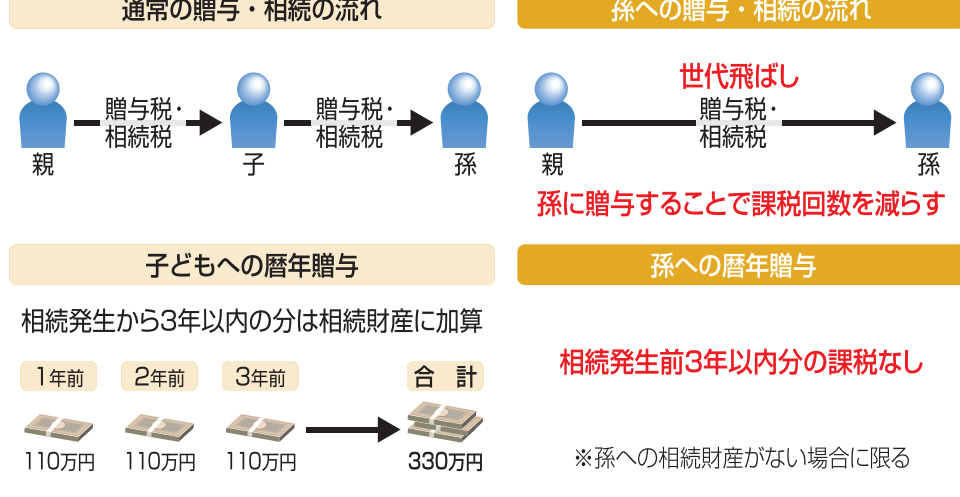
生前贈与しなかった場合… 資産1億5000万円の相続税 **1840万円**

生前贈与を活用した場合… 資産4000万円(※)の相続税 **0円**

1840万円の節税効果

※…1億5000万円-(110万円×10人×10年)=4000万円

## ② 孫への贈与で節税(図2)



**A** 相続で何より大切なのは「円満な相続」「争いのない相続」です。円満な遺産分割に向けて▽家族同士の日頃からのコミュニケーション▽所有財産の棚卸表の作成▽遺言書作成の検討など、生前に「争族リスク」を減らしておく準備が、節税対策以上に大切だと感じます。(税理士)

**A** 図2に示したように、孫への贈与は、子どもと比べて対象範囲が広がる上に、課税を1回減らす「世代飛ばし」の効果があります。加えて、子どもへの贈与の場合、相続発生前3年以内の贈与は相続財産に加算されてしまふのですが、孫は法定相続人ではないため加算の必要がありません。この二重の意味で、お孫さんへの贈与は有効だと思われれます。

**Q** 税金面以外でのアドバイスはありますか？

**A** 相続で何より大切なのは「円満な相続」「争いのない相続」です。円満な遺産分割に向けて▽家族同士の日頃からのコミュニケーション▽所有財産の棚卸表の作成▽遺言書作成の検討など、生前に「争族リスク」を減らしておく準備が、節税対策以上に大切だと感じます。(税理士)

③ 相続税の負担を抑えるには

2015年の相続税法改正によって相続税の納税対象者が1.8倍に増加し、相続税への関心が高まっています。また新型コロナウイルス後の「将来の相続について考えることが増えた」と回答した人が2割に上ったとの報告もあります。「備えあれば憂いなし」。今回は相続税と贈与税の基本を確認してみましょう。

**A** 相続税は全ての家庭にかかる税金ではなく、「一定の額」を上回る財産を相続した方にかかるものです。2019年は、亡くなった人100人のうち8.3人が相続税の課税対象となりました。この「一定の額」のことを、

**Q** 相続税は、親が亡くなったら必ずかかる？

**A** 相続税は全ての家庭にかかる税金ではなく、「一定の額」を上回る財産を相続した方にかかるものです。2019年は、亡くなった人100人のうち8.3人が相続税の課税対象となりました。この「一定の額」のことを、

**Q** 相続税の負担を抑える方法はある？

**A** 一番基本的な方法は、財産を次の世代に広く、長く「贈与」で渡して財産を移動させる

**Q** 相続税の負担を抑える方法はある？

**A** 一番基本的な方法は、財産を次の世代に広く、長く「贈与」で渡して財産を移動させる

**Q** 贈与は子どもだけではなく、孫へもできる？

**A** 図2に示したように、孫への贈与は、子どもと比べて対象範囲が広がる上に、課税を1回減らす「世代飛ばし」の効果があります。加えて、子どもへの贈与の場合、相続発生前3年以内の贈与は相続財産に加算されてしまふのですが、孫は法定相続人ではないため加算の必要がありません。この二重の意味で、お孫さんへの贈与は有効だと思われれます。

**Q** 贈与は子どもだけではなく、孫へもできる？

**A** 図2に示したように、孫への贈与は、子どもと比べて対象範囲が広がる上に、課税を1回減らす「世代飛ばし」の効果があります。加えて、子どもへの贈与の場合、相続発生前3年以内の贈与は相続財産に加算されてしまふのですが、孫は法定相続人ではないため加算の必要がありません。この二重の意味で、お孫さんへの贈与は有効だと思われれます。

目指せ！  
**お金の達人**

富山県金融広報委員会  
金融広報アドバイザー  
**中村 総一郎**

税金がかからない足切りラインの意味で「基礎控除」といいます。相続税法では【3千万円+(600万円×法定相続人の数)】を基礎控除と定めています。

例えば、残された家族構成が配偶者のみの場合は、相続人が1人で3600万円、配偶者と子ども1人の場合は、相続人が2人で4200万円、配偶者と子ども2人の場合は相続人が3人で4800万円という具合です。

例えば図1のように、長男、次男とそれぞれの配偶者、加えて孫6人の計10人に、1人毎年110万円ずつ10年間にわたって贈与した場合、110万円×10人×10年間で1億1千万円の現金を次世代へ無税で移動することができ、大きな節税効果が期待できます。

ただし、現在自民党税制調査会で一般贈与110万円の見直しが行われているとの情報があり、今後の動向に注意が必要です。